

山北小学校 P T A 会則 (案)

第 1 章 名称

第 1 条 本会は、山北小学校 P T A と称する。

第 2 章 目的及び事業

第 2 条 本会は、会員相互の連携を密にし、教養の向上に努め、よい環境をつくり、学校教育の目的達成のため協力することを目的とする。

第 3 条 本会は、目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員の親睦と研修
- (2) 教育環境の整備と浄化
- (3) 学校と公共諸機関との協力推進
- (4) 児童の福祉及び目的達成のため必要な諸事項

第 3 章 会員及び会費

第 4 条 本会の会員は、学校に在籍する児童の保護者及び学校に勤務する職員並びにこの会に賛同する者とする。

第 5 条 会員は規定の会費を納入し、会の活動に積極的に参加しなければならない。

第 6 条 本会の会費は、1 会員につき月額 4 0 0 円とする。

第 7 条 会員は、宗教・政治等のために本会を利用してはならない。

第 4 章 役員及び任務

第 8 条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 庶務 若干名
- (4) 会計 若干名
- (5) 監査 若干名
- (6) 顧問 若干名 (学校長を含む)
- (7) 運営委員 若干名

第 9 条 役員を選出は、次の様に行う。

- (1) 会長は、原則、次年度の 4・5 年生の保護者から選出する。
- (2) 会長及びその他の役員の推薦は、推薦委員会が行う。の推薦を踏まえ、会長は 1 月末までに、その他の役員は会長推薦者の決定以後に、本部役員会において指名する。
- (3) 推薦委員は、監査と各部委員会より 2 名とする。
- (4) 指名された会長及びその他の推薦された役員候補者は、年度末に行う臨時総会における承認を経て得て任命決定する。
- (~~5-4~~) 顧問は、会長の委嘱とする。
- (~~6-5~~) 運営委員は、各委員会において委員の互選により選出する。
- (~~7-6~~) 副会長・庶務・会計及び監査は、地区より 1 名以上の推薦をもって選出する。

第 10 条 会長の任期は 1 ヶ年、その他の本部役員任期は 2 ヶ年とする。なお、1 ヶ年は 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする

第 11 条 役員に欠員が生じたときは、委員会において補充する。その任期は前任者の残任期間とする。

第 12 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をする。また、第 13 条 (5) 森の学校の委員長及び副委員長を兼務する。
- (3) 庶務は、本会の庶務一般を行う。
- (4) 会計は、会費の支出・収入その他一切の経理を行う。
- (5) 監査は、会計の監査にあたり、総会において結果を報告する。
- (6) 顧問は、諸会合に出席し、必要に応じて意見を述べる。
- (7) 運営委員は、当該委員会の委員長をつとめ委員会の運営にあたる。

第 5 章 委員会及び業務

第 13 条 本会に次の委員会をおく。

- (1) 母親文化委員会
- (2) 厚生レクレーション委員会
- (3) 環境補導委員会
- (4) 学年学級委員会

(5) 森の学校

第14条 各委員会の委員は、選出された保護者委員と教師をもって構成する。

第15条 各委員会に、委員長のほかに副委員長・書記をおく。

第16条 各委員会の委員は、本校区の実情に応じ各地区及び各学級より選出し、各地区会員相互及び学校との連絡等にあたる。

第17条 各委員会の業務は、次の通りとする。

- (1) 母親文化委員会・・・新聞発行・文化事業・その他
- (2) 厚生レクレーション・・・親子親善球技・運動会協力その他会員相互の親睦行事
- (3) 環境補導委員会・・・交通安全・環境美化その他環境補導に関する行事
- (4) 学年学級委員会・・・学年学級懇談会・親睦行事・授業参観・講演会他
- (5) 森の学校・・・親子と地域の交流を中心とした環境学習活動

第6章 集会及び議決

第18条 本会における集会は、次の通りとする。

(1) 総会

(イ) 総会は、年次総会及び臨時総会とする。

(ロ) 年次総会は、毎年度初めに開き、~~新役員~~の承認・事業計画及び予算の決議、決算の承認その他会の目的達成に必要な事項等について決議する。

(ハ) 臨時総会は、会長が必要と認めるとき及び委員の過半数または会員の3分の1以上の要求があった場合に開く。

(ニ) 総会は、会員の3分の1以上の出席をもって成立し、出席会員の過半数をもって決議する。

(2) 役員会

役員会は、原則として毎月1回会長が召集し、次の事項を処理する。

(イ) 総会で決議された事業の運営

(ロ) 総会に提出する議案の作成

(ハ) 運営委員会の事業計画の調整

(3) 各委員会

各委員会は、会長が召集し会務執行のため必要な事項について議決し、その執行にあたる。

(4) 運営委員会

運営委員会は、委員の互選によって選出された委員長が召集し、役員会及び運営委員会において委任された事項の執行にあたる。

第7章 会計

第19条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもってあてる。

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第8章 会則の変更

第21条 本会の会則の変更は、総会にかけなければならない。

- 1 本会則は、昭和42年4月1日よりこれを執行する。
- 2 昭和53年3月14日、第13条、第17条一部改正
- 3 昭和61年4月26日、第6条一部改正
- 4 昭和63年4月28日、第8条一部改正
- 5 平成元年4月20日、第8条一部改正
- 6 平成2年4月26日、第6条一部改正
- 7 平成4年4月23日、第8条一部改正
- 8 平成6年4月20日、第6条及び第8条一部改正
- 9 平成8年4月20日、第17条の(1)と(4)一部改正
- 10 平成8年12月13日、第9条の(1)と(6)及び第10条の(1)
- 11 平成9年4月19日、第6条一部改正
- 12 平成10年4月18日、第17条(2)一部改正
- 13 平成16年4月23日、第1条、第14条一部改正
- 14 平成18年4月21日、第8条、第9条一部改正
- 15 平成20年4月18日、第13条、第17条一部改正
- 16 平成25年4月12日、第6条一部改正
- 17 平成27年4月18日、第12条の(2)一部改正
- 18 平成28年4月15日、第6条一部改正
- 19 令和2年2月28日、第9条、第10条、第18条の(1)のロ一部改正